

中央大学と文京区との相互協力に関する協定

中央大学を甲とし、文京区を乙として、甲乙両当事者は、相互の協力に関し、次のとおり基本的事項について協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲は乙による次代を担う人材の育成と区民の生涯学習その他文化的活動への支援に協力するとともに、乙は甲の教育・研究活動に協力することをもって、甲乙相互に地域社会及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力事項)

第2条 前条の目的を達成するための相互協力の内容は、以下のとおりとする。

(1) 共同の企画

- ア IT人材育成
- イ インターンシップ
- ウ 児童・生徒への学習支援
- エ 防災危機管理
- オ その他

(2) その他甲及び乙が必要があると認めた事項

- 2 前項の相互協力に当たっては、当該事項の具体的実施に関する細目によるものとする。
- 3 前項の細目を策定する場合において、甲乙それぞれが当該事項に係る調査及び検討を進め、相互の連絡・調整に努めるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定成立の日から1年とする。

- 2 前項の期間満了の日の6か月前までに甲乙いずれも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は、1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成18年4月18日

東京都八王子市東中野742番1号

甲 中央大学
代表者 学長

永井和文

東京都文京区春日一丁目16番21号

乙 文京区
代表者 区長

煙山力